

事務連絡
令和3年6月17日

各都道府県
財政担当課 } 御中
地方創生担当課 }

国税庁課税部酒税課

飲食店等に対する休業要請に伴い影響を受ける酒類販売業者等への
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について

日頃より酒類産業行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行っています。

各地域における中小企業支援については、内閣府地方創生推進室又は同室及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの令和3年4月30日付、同年5月7日付及び同年5月20日付の累次にわたる事務連絡を受け、当庁としても、各地域の実情に応じて、酒類販売業者等に対する積極的な支援をお願いしていたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態措置を実施すべき期間の延長等が行われており、これらの状況を踏まえ、今般、令和3年6月17日付内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」のとおり、新たな酒類販売事業者に対する支援策が講じられました。

これにより、酒類の提供停止を伴う時短要請に応じた飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国の支給する月次支援金（売上減少額を給付。上限：個人10万円/月、法人20万円/月）について、都道府県が、①売上▲50%減等の要件を緩和（売上▲30%減まで）する場合や、②その上限額の上乗せを行う場合（2倍まで）のほか、③売上の減少割合が▲70%減以上の者に更なる上限額の上乗せを行う場合（3倍まで）においても、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、財政支援を行うこととされました。

飲食店への酒類の提供停止を伴う休業要請等が長期間に及ぶなど、酒類販売事業者を巡る状況が深刻化しており、地方創生臨時交付金の事業者支援分に加え、新たな措置を含む協力要請推進枠の活用も併せて検討いただき、各地域の実情に応じて酒類販売業者等に対し積極的に御支援いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

(連絡先)

国税庁 課税部 酒税課

清水・反町

03-3581-4161 (内線 3734・3306)